

平成 23 年 4 月 19 日

## 「参議院議員選挙制度改革についての再提案」について

参議院議員 辻 泰弘

参議院選挙制度改革については、既に 2 月 16 日に私案を提出したところである。

その内容は、

- ①都道府県を基軸とする地域からの代表を選出する選挙区選挙と、全国的な組織等の代表を選出する比例代表選挙の両制度を根幹とする。
- ②議員 1 人あたりの人口の最大較差は 3 倍以内を目標とする。
- ③選挙区 10、比例代表 10 の合計 20 の定数削減を行う。
- ④人口の少ない都道府県について、隣接する都道府県との選挙区の合区を行い、較差の是正をはかる。合区を行う際には、経過措置を講ずる。
- ⑤上記の方針の下に、最大較差、定数削減、合区対象選挙区などについて、各党・会派との協議を進め、法案化し、速やかな実現をめざす。

というものであった。

このうち、定数削減については、『参議院の定数を 40 程度削減、衆議院は比例定数を 80 削減』との 2010 年参議院マニフェストの実現に向け、衆議院の取り組みと歩調を合わせつつ、議員定数の削減をはかる。当面、選挙区 10、比例代表 10 の合計 20 の定数削減を行う」ことを提案したところである。

この点について、西岡参議院議長は、4 月 15 日、昨年 12 月に提示されていた「参議院選挙制度の見直しについて(たたき台)」の改訂版を作成され、総定数を 42 削減し 200 とする案も参議院の各会派に示された。

また、最大較差が 2.30 倍だった平成 21 年 8 月の衆議院選挙における小選挙区間の一票の較差をめぐる最高裁の「違憲状態」判決(3 月 23 日)を受けて、民主党は衆議院の比例定数の 80 削減方針の実現に取り組みつつある。

このような推移と現状は、参議院選挙制度改革を語る前提となる状況が、2 月に私案を提示した時点と大きく変化したものと言わざるを得ない。

よって、提案の前提となる状況変化に対応し、議員定数については、選挙区 20、比例代表 20 の合計 40 の削減を行う「参議院議員選挙制度改革についての再提案」を行うこととしたものである。併せて、西岡議長が提案されたブロック制度の下での個人名投票(大選挙区制度)の問題点も提示した。

なお、上記の方針の下における合区の対象選挙区は 10 選挙区となるが、これは、本年 1 月の大阪高裁判決の指摘に符合する結果となっている。

以上